

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和3年分)

(単位:円)

業 種 目		番 号	内 容	B 〔配当 金額〕	C 〔利益 金額〕	D 〔簿価 純資産 価額〕	A (株価)				
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 2 年 平	和 2 年 均	2 年 11 月 分	2 年 12 月 分
卸 売 業		65		6.9	33	337	284	302	309		
各種商品卸売業		66	各種商品の仕入卸売を行うもの。例えば、総合商社、貿易商社など	17.9	68	524	394	415	431		
繊維・衣服等卸売業		67	繊維品及び衣服・身の回り品の仕入卸売を行うもの	3.3	6	172	116	117	124		
飲 食 料 品 卸 売 業		68		3.7	20	264	204	205	203		
農畜産物・水産物卸売業		69	米麦、雑穀・豆類、野菜、果実、食肉及び生鮮魚介等の卸売を行うもの	2.8	14	200	138	144	145		
食料・飲料卸売業		70	砂糖・味そ・しょう油、酒類、乾物、菓子・パン類、飲料、茶類及び牛乳・乳製品等の卸売を行うもの	4.8	27	340	281	276	272		
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業		71		7.1	41	415	278	290	300		
化学製品卸売業		72	塗料、プラスチック及びその他の化学製品の卸売を行うもの	9.3	46	504	300	298	302		
その他の建築材料、鉱物・金属材料等卸売業		73	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業のうち、72に該当するもの以外のもの	6.6	40	393	273	288	300		

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和3年分の標本会社の株価を基に計算しているので、標本会社が令和2年分のものとは異なる業種目などについては、令和2年11月分及び12月分の金額は、令和2年分の評価に適用する令和2年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和2年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和3年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和3年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】													
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分
				3 年											
				1 月 分											
卸 売 業			65	314 284	317 286	325 288	327 289								
各種商品卸売業			66	451 395	464 398	500 402	494 406								
繊維・衣服等卸売業			67	126 118	128 119	128 119	125 119								
飲 食 料 品 卸 売 業			68	202 207	206 206	216 206	211 206								
農畜産物・水産物卸売業			69	146 139	148 140	153 140	153 141								
食料・飲料卸売業			70	268 286	275 285	289 284	279 283								
建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業			71	305 277	312 279	329 281	320 283								
化学製品卸売業			72	308 313	326 313	346 314	340 314								
その他の建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業			73	305 268	309 271	325 273	315 276								